

令和4年神審第38号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年7月3日10時02分

富山県伏木富山港

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	8.39トン	1.9トン
登 録 長	11.83メートル	5.99メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	323キロワット	62キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー、右舷側に魚群探知機及びGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客7人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、僚船2隻とともに令和3年7月3日04時39分伏木富山港新湊漁港区の係留地を発し、同港の東防波堤東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、04時55分目的の釣り場に到着し、釣果により、ポイントの修正を繰り返して釣り客に遊漁を行わせたのち、帰途に就くこととし、東方を一見して船舶を認めなかったことから、レーダーを停止し、10時00分船首が北西方を向いた状態から伏木富山港の東防波堤東方沖合の釣り場を発進して右旋回を始めた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立って操船に当たり、ともに帰航する予定となっている北方で遊漁中の僚船の動静に注意を向けながら右旋回を続け、10時01分少し過ぎ伏木外港東防波堤灯台から154.5度（真方位、以下同じ。）90メートルの地点に達し、船首が122度を向いたとき、正船首180メートルのところBを視認することができ、同船が船首を北西方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かる状況であったが、左舷方になった僚船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかつ

たので、このことに気付かず、係留地沖合に向けるため、Bの近距離のところ、針路を同船に向く122度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行し、Bに対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、10時02分伏木外港東防波堤灯台から133度260メートルの地点において、Aは、原針路、原速力で、その左舷船首部がBの左舷船首部に前方から11度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方にGPSプロッター、左舷側に魚群探知機、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として電子ホーンを備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日04時15分伏木富山港伏木区の係留地を発し、同港の東防波堤南東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、04時25分目的の釣り場に到着して釣りを始め、05時00分伏木航路第1号灯浮標近くの釣り場に移動して釣りを行ったのち、再度釣り場を移動することとし、09時40分同釣り場を発進し、09時50分伏木富山港の東防波堤南東方沖合の衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b受審人は、同乗者を左舷船尾部に配して釣りを行わせ、自身は、操舵室で、北西方の遊漁船の動静を見たのち、少しして帰航する予定であったことから、右舷船尾部に移動して釣り道具の片付けを始め、

10時01分少し過ぎ衝突地点で、船首が313度を向いていたとき、左舷船首11度180メートルのところにAを視認することができ、その後同船が近距離のところで、自船に向けて針路を定め、衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、釣り道具を片付けることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、10時02分僅か前左舷船首至近に迫ったAを認め、手を振り大声を発したものの、効なく、Bは、船首が313度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部に擦過傷を生じ、Bは左舷船首部に擦過傷、操舵室に亀裂等を生じたが、のち修理された。また、b受審人が頭部打撲を、B同乗者が頸椎捻挫、右肩打撲傷等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、港則法が適用される伏木富山港において、航行中のAと釣りをを行いながら漂泊中のBが衝突したもので、同法の適用について検討する。

Bは、港内で漂泊して釣りを行っており、釣りによるものも漁ろうの中に含まれると解されることから、港則法第11条に基づく同法施行規則第6条（停泊の制限）及び同法第35条（漁ろうの制限）の適用が考えられるが、同規則第6条において、みだりにびよう泊や停留が禁止される場所は、ふ頭、栈橋、岸壁、係船浮標及びドックの付近や、河川、運河その他の狭い水路及び船だまりの入口付近のびよう泊または停留する船舶によって一般船舶の係留または出入りが妨げられる虞がある場所であり、また、港則法第35条において、みだりに漁ろうをしてはなら

ないのは、船舶交通の妨げとなる虞のある場所であり、いずれも港則法が適用される港内における停留又は漁ろうを全面的に禁止しているものではない。

そして、Bが漂泊して釣りを行っていた地点は、伏木富山港の東防波堤から250メートル、万葉岸壁から290メートル、伏木航路から280メートル、小矢部川河口から660メートルそれぞれ離れていて、また、付近に運河その他狭い水路、船だまり等がなく、周囲に十分な可航水域があり、漂泊して釣りをを行う同船によって一般船舶の係留、出入り、船舶交通が妨げられる虞がある場所であるとは認められないことから、港則法施行規則第6条及び港則法第35条の適用はない。

港則法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法の規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、伏木富山港において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBに向けて近距離のところを針路を定め、衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、伏木富山港において、係留地沖合に向けるため、右旋回を終えて針路を定める場合、予定進路方の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、左舷方になった僚船の動静に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職

務上の過失により、漂泊中のBの存在に気付かず、同船の近距離のところで、Bに向けて針路を定めて進行し、同船に対し、衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人及びB同乗者をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、伏木富山港において、釣りのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、釣り道具を片付けることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが近距離のところで、自船に向けて針路を定め、自船に対し、衝突の危険を生じさせて接近することに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月26日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭